

自転車への

令和8年4月1日から!

交通反則通告制度(青切符)の導入

※16歳以上が対象

自転車の主な交通違反と反則金

ながらスマホ(保持)



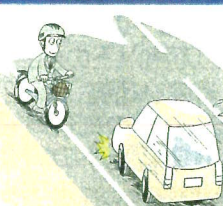
反則金 12,000円

遮断踏切立入



反則金 7,000円

右側通行



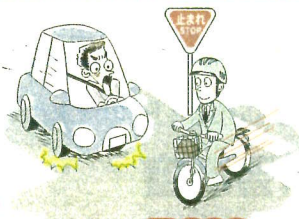
反則金 6,000円

信号無視



反則金 6,000円

指定場所一時不停止



反則金 5,000円

無灯火



反則金 5,000円

傘さしや大音量でのイヤホン等使用運転



反則金 5,000円



愛知県警
ホームページ
(自転車の安全利用)



警察庁特設サイト
(自転車交通安全)

※自転車の交通違反はこれまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。



愛知県警察

● 赤切符等対象の自転車の主な交通違反 ●

飲酒運転



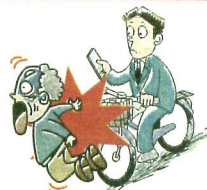
- 酒気帯び運転
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金
- 酒酔い運転
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金

あおり(妨害)運転



- 交通の危険のおそれ
3年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金
- 著しい交通の危険
5年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金

ながらスマホ (交通の危険)



1年以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

※車両や酒類の提供、同乗者も処罰の対象です。

● 自転車の交通違反で検挙されると…

● 運転免許行政処分(免許効力の停止)

点数制度による違反点数の付加はありませんが、運転免許保有者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為(飲酒運転等)をしたとき、免許効力の停止処分(6ヶ月以下)の対象となる場合があります。

● 自転車運転者講習制度

一定の違反行為(飲酒運転や信号無視等)を3年以内に2回以上行った場合、講習制度の対象となります。(14歳以上が対象)

受講命令違反: 5万円以下の罰金

愛知県警 →
ホームページ

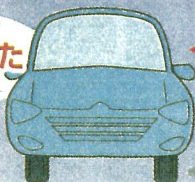


● 道路における自動車等と自転車等の側方接触事故を防止するための規定の創設

(令和8年4月1日から)

※自転車等・・・(特定小型原動機付自転車及び軽車両)

自動車等を運転する方へ
自転車等との間隔に応じた
安全な速度で進行を



自転車等を運転する方へ
できる限り道路の
左側端に寄って通行を

罰則: ・ 3か月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
・ 通行を妨害する目的
最大5年以下の拘禁刑又は

罰則: 5万円以下の罰金